

下水道使用量の増量認定・減量認定を受けようとする皆さま
～ 令和4年度から変更等に伴う各種届出事項などが明文化されます ～

下水道使用料は、通常は水道の使用水量を基に計算しています。
しかし、井戸水、地下水（温泉水）、雨水等の水道水以外の水を利用し、公共下水道に流入する（している）場合の【増量認定制度】、及びクーリングタワー（冷却塔）やボイラー等の利用により、水道使用水量と汚水排出量が異なる場合の【減量認定制度】について、適正に下水道使用料を徴収することを目的として、令和3年12月に横須賀市下水道条例の一部改正を行いました。

【改正後の主な変更点】

1. 使用の態様の変更に伴う届出の義務化
設備や使用人数等の使用の態様に変更が生じた場合、届出が必要です。
2. 計測装置（私設量水器）の設置及び指針の報告義務化
新たに増量認定または減量認定を受けようとする場合、計測装置の設置、上下水道局の行う検針に合わせて指針の報告が必要です。

（改正条例の施行日）

令和4年4月1日

詳細につきましては、以下の担当窓口までお問い合わせください。

（増量認定に関すること）
技術部給排水課給排水管理係
電話：046-822-9459（直通）

（減量認定に関すること）
経営部経営料金課料金係
電話：046-822-9876（直通）